

令和5年3月2日

都立学校教育部

東京都学校経営支援センター処務規則（平成18年東京都教育委員会規則第5号）の一部を以下のとおり改正する。

1 改正理由

東京都学校経営支援センターの組織体制の見直し及び施設関連業務の委託化に伴い、所要の規定整備を行う。

2 改正内容

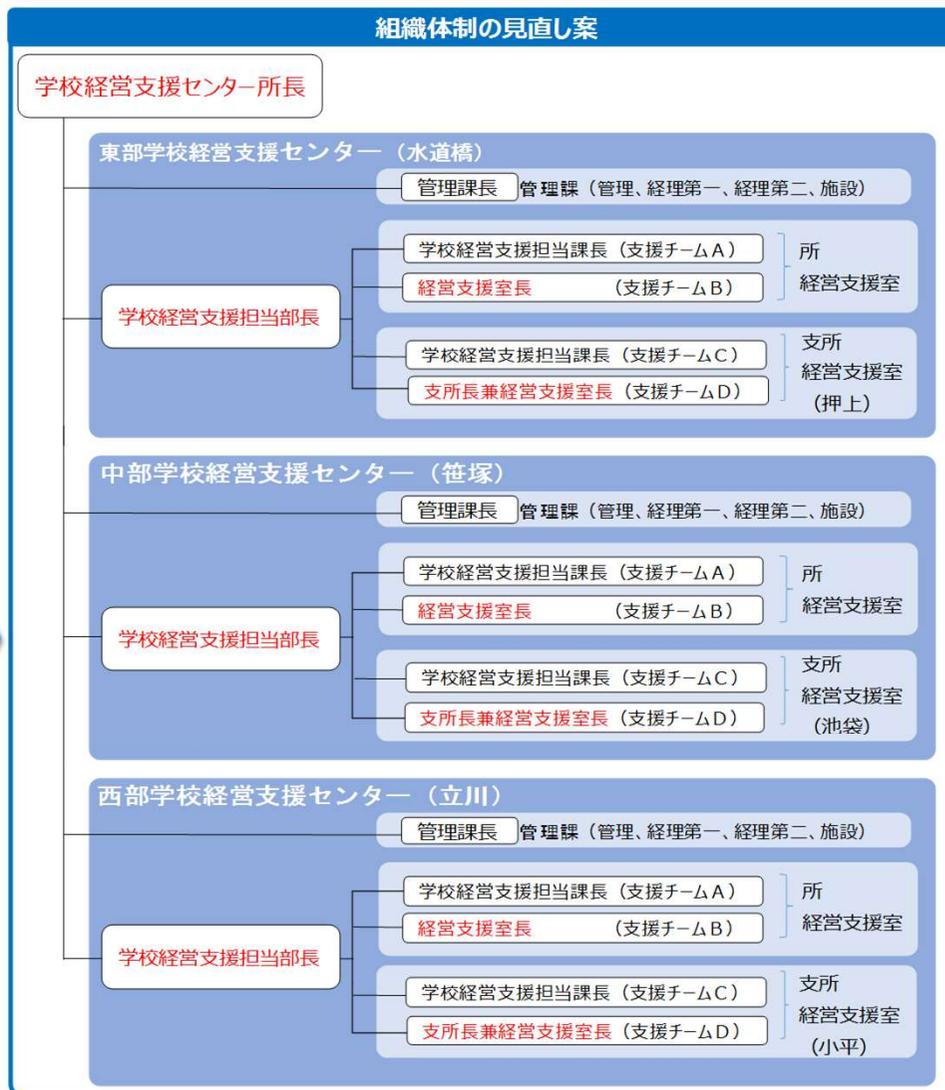
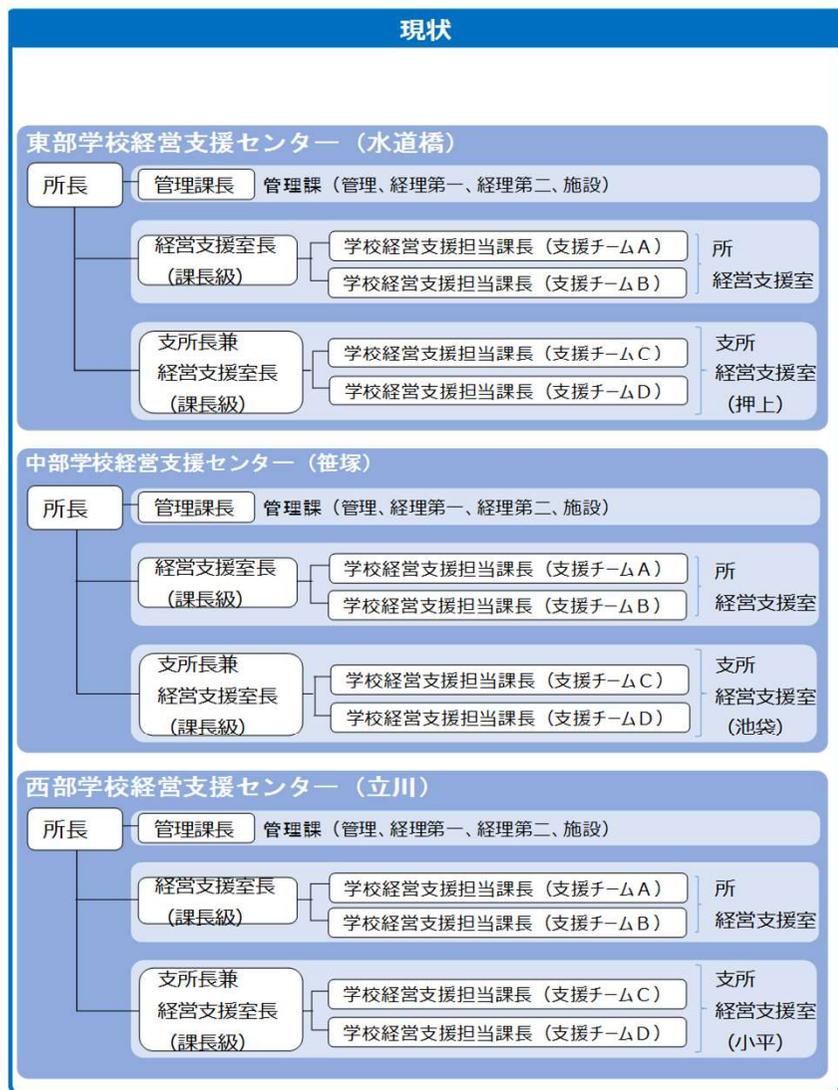
- (1) 施設関連業務の委託化に伴い、経営支援室の分掌事務から、管轄する都立学校の施設及び設備の維持管理に関する助言、調整及び援助に関する規定を削除する。
- (2) 学校経営支援担当部長の設置に伴い、その職、職責及び決定対象事案を規定するとともに、関連する職の職責、決定対象事案及び報告の規定を整備する。
- (3) 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例が令和4年第三回東京都議会定例会で可決され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、別表第1に規定する管轄する都立学校のうち、工業高校の名称変更に係る規定を整備する。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

◆組織体制の見直し

- （公財）東京学校支援機構設立に伴う施設業務の移管及び教育ニーズや課題の変化に対応すべく、組織体制を見直し機能強化を図る。
 - ・指揮系統の一元化を図り、意思決定の迅速化、統一化を進め、学校支援を充実（1人の所長の下でセンター全体を統括）
 - ・経営支援に特化した「学校経営支援担当部長」を設置し、学校現場に即した機動的な支援体制として学校をきめ細かく支援



第十二号議案

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について
東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和五年三月二日

東京都教育委員会

東京都学校経営支援センター 処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の表経営支援室の項第一号中「第七号」を「第六号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする。

第五条第二項中「支援センターに」の下に「学校経営支援担当部長及び」を加える。

第六条中第六項を第八項とし、同条第五項中「学校経営支援担当課長」を「室の課長」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「課長の」を「管理課長又は室の課長の」に、「課長を」を「管理課長又は室の課長を」に、「課長に」を「管理課長又は室の課長に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「学校経営支援担当課長」を「室の課長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「課長（室長及び学校経営支援担当課長を含む。以下同じ。）」を「管理課長」に改め、「（室を含む。以下同じ。）」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 室の課長（室長及び学校経営支援担当課長をいう。以下同じ。）は、学校経営支援担当部長の命を受け、室の事務又は担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監

督する。

第六条第一項の次に次の一項を加える。

2 学校経営支援担当部長は、所長を補佐し、所長の命を受け、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

第七条第二号中「支所長、課長」を「管理課長」に改め、「及び休暇」を「、休暇、職務に専念する義務の免除その他の服務」に改め、同条第五号及び第六号中「こと」の下に「（学校経営支援担当部長の権限に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（学校経営支援担当部長の決定対象事案）

第七条の二 学校経営支援担当部長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 支所長及び室の課長の出張、研修命令、休暇、職務に専念する義務の免除その他の服務に関すること。

二 経営支援室に属する重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。

三 経営支援室に属する重要な告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

第八条の見出し及び同条第一項中「課長」を「管理課長及び室の課長」に改め、同条第一号中「、超過勤務、休日勤務、週休日の変更」を削り、「及び給与の減額免除の承認」を「その他の服務」に改め、同条第二号中「課長」を「管理課長及び室の課長」に改め、「、超過勤務、休日勤務、週休日の変更」を削り、「及び給与の減額免除の承認」を「その他の服務」に改める。

第十四条第一項中「所長」を「学校経営支援担当部長」に改め、同条第二項中「室長及び学校経営支援担当課長」を「室の課長」に、「支所長」を「学校経営支援担当部長」に改め、同条第三項中「学校経営支援担当課長」を「室の課長」に改め、同条第四項中「課長代理は、」、「とともに」及び「もつて」の下に「室の」を加え、同条第五項中「学校経営支援担当課長」を「室の課長」に改める。

第十五条を削る。

第十六条（見出しを含む。）中「室長及び学校経営支援担当課長」を「支所長及び室の課長」に改め、同条を第十五条とする。

第十六条の二を第十六条とする。

第十七条中「所長」を「学校経営支援担当部長」に改める。

別表第一東京都東部学校経営支援センターの項中「蔵前工業高等学校」を「蔵前工

科高等学校」に、「墨田工業高等学校」を「墨田工科高等学校」に、「荒川工業高等学校」を「荒川工科高等学校」に、「足立工業高等学校」を「足立工科高等学校」に、「本所工業高等学校」を「本所工科高等学校」に、「葛西工業高等学校」を「葛西工科高等学校」に改め、同表東京都中部学校経営支援センターの項中「中野工業高等学校」を「中野工科高等学校」に、「杉並工業高等学校」を「杉並工科高等学校」に、「練馬工業高等学校」を「練馬工科高等学校」に改め、同表東京都西部学校経営支援センター支所の項中「小金井工業高等学校」を「小金井別表第二東京都東部学校経営支援センター支所の項中「墨田工業高等学校」を「墨田工科高等学校」に、「葛西工業高等学校」を「葛西工科高等学校」に改め、同表東京都中部学校経営支援センター支所の項中「中野工業高等学校」を「中野工科高等学校」に、「杉並工業高等学校」を「杉並工科高等学校」に、「北豊島工業高等学校」を「北豊島工科高等学校」に改め、「練馬工業高等学校」を「練馬工科高等学校」に改め、同表東京都西部学校経営支援センター支所の項中「小金井工業高等学校」を「小金井

工科高等学校」に、「多摩工業高等学校」を「多摩工科高等学校」に、「田無工業高等学校」を「田無工科高等学校」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都学校経営支援センターの組織体制の見直し及び施設関連業務の委託化に伴い、規定を整備する必要がある。

改正案	現行
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり） （分掌事務）</p> <p>第四条（現行のとおり） 管理課 一から九まで（現行のとおり） 経営支援室</p> <p>一 管轄する都立学校（第十条の規定により支所が管轄する都立学校を除く。以下第二号から第六号までにおいて同じ。）の学校経営計画その他学校経営に関する助言、調整及び援助に関すること。 二から五まで（現行のとおり） （削除）</p> <p>六（現行のとおり） （職）</p> <p>第五条（現行のとおり）</p> <p>2 支援センターに学校経営支援担当部長及び学校経営支援担当課長を置く。 3から6まで（現行のとおり） （職員の職責）</p> <p>第六条（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三条まで（略） （分掌事務）</p> <p>第四条（略） 管理課 一から九まで（略） 経営支援室</p> <p>一 管轄する都立学校（第十条の規定により支所が管轄する都立学校を除く。以下第二号から第七号までにおいて同じ。）の学校経営計画その他学校経営に関する助言、調整及び援助に関すること。 二から五まで（略）</p> <p>六 管轄する都立学校の施設及び設備の維持管理に関する助言、調整及び援助に関すること。</p> <p>七（略） （職）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 支援センターに学校経営支援担当課長を置く。 3から6まで（略） （職員の職責）</p> <p>第六条（略）</p>

2 学校経営支援担当部長は、所長を補佐し、命を受け、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 管理課長は、所長の命を受け、課の事務又は担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 室の課長（室長及び学校経営支援担当課長をいう。以下同じ。）は、学校経営支援担当部長の命を受け、室の事務又は担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

5 統括学校経営支援主事は、室の課長の命を受け、都立学校の自律的な学校経営の支援に関する専門的事務を処理する。

6 課長代理は、管理課長又は室の課長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに管理課長又は室の課長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって管理課長又は室の課長に報告するものとする。

7 学校経営支援主事は、室の課長又は統括学校経営支援主事の命を受け、都立学校の自律的な学校経営の支援に関する専門的事務を処理する。

8 (現行のとおり)
(所長の決定対象事案)

第七条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 管理課長の出張、研修命令、休暇、職務に専念する義務の免除その他の服務に関すること。

三及び四 (現行のとおり)

(新設)

2 課長（室長及び学校経営支援担当課長を含む。以下同じ。）は、所長の命を受け、課（室を含む。以下同じ。）の事務又は担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(新設)

3 統括学校経営支援主事は、学校経営支援担当課長の命を受け、都立学校の自律的な学校経営の支援に関する専門的事務を処理する。

4 課長代理は、課長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに課長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

5 学校経営支援主事は、学校経営支援担当課長又は統括学校経営支援主事の命を受け、都立学校の自律的な学校経営の支援に関する専門的事務を処理する。

6 (略)
(所長の決定対象事案)

第七条 (略)

一 (略)

二 支所長、課長の出張、研修命令及び休暇に関すること。

三及び四 (略)

五 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること
(学校経営支援担当部長の権限に属するものを除く。)

六 重要な告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること(学校経営支援担当部長の権限に属するものを除く。)

(学校経営支援担当部長の決定対象事案)

第七条の二 学校経営支援担当部長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 支所長及び室の課長の出張、研修命令、休暇、職務に専念する義務の免除その他の服務に関すること。

二 経営支援室に属する重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。

三 経営支援室に属する重要な告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(管理課長及び室の課長の決定対象事案)

第八条 管理課長及び室の課長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理の出張、研修命令、休暇、職務に専念する義務の免除その他の服務に関すること。

二 管理課長及び室の課長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、研修命令、休暇、職務に専念する義務の免除その他の服務に関すること(課長代理の権限に属するものを除く。)

三から七まで (現行のとおり)

五 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
六 重要な告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(新設)

(課長の決定対象事案)

第八条 課長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理の出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関すること。

二 課長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関すること(課長代理の権限に属するものを除く。)

三から七まで (略)

第八条の二から第十三条まで (現行のとおり)

(支所の職員の職責)

第十四条 支所長は、学校経営支援担当部長の命を受け、支所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 室の課長は、学校経営支援担当部長の命を受け、室の事務を事務又は担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 統括学校経営支援主事は、室の課長の命を受け、都立学校の自律的な学校経営の支援に関する専門的業務を処理する。

4 課長代理は、室の課長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに室の課長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって室の課長に報告するものとする。

5 学校経営支援主事は、室の課長又は統括学校経営支援主事の命を受け、都立学校の自律的な学校経営の支援に関する専門的業務を処理する。

6 (現行のとおり)

(削除)

(支所長及び室の課長の決定対象事案)

第十五条 第八条の規定は、支所長及び室の課長の決定対象事案について準用する。

第八条の二から第十三条まで (略)

(支所の職員の職責)

第十四条 支所長は、所長の命を受け、支所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 室長及び学校経営支援担当課長は、支所長の命を受け、室の事務又は担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 統括学校経営支援主事は、学校経営支援担当課長の命を受け、都立学校の自律的な学校経営の支援に関する専門的業務を処理する。

4 課長代理は、課長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに課長を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

5 学校経営支援主事は、学校経営支援担当課長又は統括学校経営支援主事の命を受け、都立学校の自律的な学校経営の支援に関する専門的業務を処理する。

6 (略)

(支所長の決定対象事案)

第十五条 支所長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。
一 室長及び学校経営支援担当課長の出張、研修命令及び休暇に関すること。

(室長及び学校経営支援担当課長の決定対象事案)

第十六条 第八条の規定は、室長及び学校経営支援担当課長の決定対象事案について準用する。

(室における課長代理の決定対象事案)

第十六条 (現行のとおり)

(支所の報告)

第十七条 支所長は、毎月次に掲げる事項について、学校経営支援担当部長に報告しなければならない。

一及び二 (現行のとおり)

2 前項の規定にかかわらず、支所長は、重要又は異例に属する事項は、その都度学校経営支援担当部長に報告しなければならない。

第十八条及び第十九条 (現行のとおり)

別表第一 (第二条関係)

名称	管轄する都立学校
東京都東部学校経営支援センター	東京都立白鷗高等学校附属中学校から同白鷗高等学校まで 同 蔵前工科高等学校 同 墨田川高等学校から同科学技術高等学校まで 同 墨田工科高等学校 同 江東商業高等学校から同竹台高等学校まで 同 荒川工科高等学校 同 青井高等学校から同淵江高等学校まで 同 足立工科高等学校 同 小台橋高等学校から同農産高等学校

(室における課長代理の決定対象事案)

第十六条の二 (略)

(支所の報告)

第十七条 支所長は、毎月次に掲げる事項について、所長に報告しなければならない。

一及び二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、支所長は、重要又は異例に属する事項は、その都度所長に報告しなければならない。

第十八条及び第十九条 (略)

別表第一 (第二条関係)

名称	管轄する都立学校
東京都東部学校経営支援センター	東京都立白鷗高等学校附属中学校から同白鷗高等学校まで 同 蔵前工業高等学校 同 墨田川高等学校から同科学技術高等学校まで 同 墨田工業高等学校 同 江東商業高等学校から同竹台高等学校まで 同 荒川工業高等学校 同 青井高等学校から同淵江高等学校まで 同 足立工業高等学校 同 小台橋高等学校から同農産高等学

別表第二(第十条関係)

	<p>同 町田工科高等学校 同 町田総合高等学校及び同小金井北高等学校 同 小金井工科高等学校 同 多摩科学技術高等学校から同福生高等学校まで 同 多摩工科高等学校 同 東大和高等学校から同保谷高等学校まで 同 田無工科高等学校 同 瑞穂農芸高等学校から同武蔵台学園まで</p>
<p>名称 東京都東部学校経営支援センター支所</p>	<p>管轄する都立学校 東京都立両国高等学校附属中学校から同科学技術高等学校まで 同 墨田工科高等学校 同 江東商業高等学校から同紅葉川高等学校まで 同 葛西工科高等学校 同 城南特別支援学校から同鹿本学園まで 東京都立大泉高等学校附属中学校から同武蔵丘高等学校まで 同 中野工科高等学校 同 稔ヶ丘高等学校及び同農芸高等学校</p>

別表第二(第十条関係)

	<p>同 町田工業高等学校 同 町田総合高等学校及び同小金井北高等学校 同 小金井工業高等学校 同 多摩科学技術高等学校から同福生高等学校まで 同 多摩工業高等学校 同 東大和高等学校から同保谷高等学校まで 同 田無工業高等学校 同 瑞穂農芸高等学校から同武蔵台学園まで</p>
<p>名称 東京都東部学校経営支援センター支所</p>	<p>管轄する都立学校 東京都立両国高等学校附属中学校から同科学技術高等学校まで 同 墨田工業高等学校 同 江東商業高等学校から同紅葉川高等学校まで 同 葛西工業高等学校 同 城南特別支援学校から同鹿本学園まで 東京都立大泉高等学校附属中学校から同武蔵丘高等学校まで 同 中野工業高等学校 同 稔ヶ丘高等学校及び同農芸高等学校</p>

<p>東京都西部学校経営支援センター支所</p>	
<p>東京都立武蔵高等学校附属中学校から同小金井北高等学校まで</p> <p>同 小金井工科高等学校</p> <p>同 多摩科学技術高等学校から同福生高等学校まで</p> <p>同 多摩工科高等学校</p> <p>同 東大和高等学校から同保谷高等学校まで</p> <p>同 田無工科高等学校</p> <p>同 瑞穂農芸高等学校から同青峰学園まで</p>	<p>校</p> <p>同 杉並工科高等学校</p> <p>同 豊島高等学校から同高島高等学校まで</p> <p>同 北豊島工科高等学校</p> <p>同 井草高等学校から同光丘高等学校まで</p> <p>同 練馬工科高等学校</p> <p>同 第四商業高等学校から同志村学園まで</p>
<p>東京都西部学校経営支援センター支所</p>	
<p>東京都立武蔵高等学校附属中学校から同小金井北高等学校まで</p> <p>同 小金井工業高等学校</p> <p>同 多摩科学技術高等学校から同福生高等学校まで</p> <p>同 多摩工業高等学校</p> <p>同 東大和高等学校から同保谷高等学校まで</p> <p>同 田無工業高等学校</p> <p>同 瑞穂農芸高等学校から同青峰学園まで</p>	<p>校</p> <p>同 杉並工業高等学校</p> <p>同 豊島高等学校から同高島高等学校まで</p> <p>同 北豊島工業高等学校</p> <p>同 井草高等学校から同光丘高等学校まで</p> <p>同 練馬工業高等学校</p> <p>同 第四商業高等学校から同志村学園まで</p>